

松田事務所ニュース

松田社労士事務所
 特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー 松田法子
 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-1-1-5F
 TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131
 E-Mail:matsuda@matsuda-syaroushi.com
 ◆労働・社会保険関係事務・相談◆人事・労務管理の相談
 ◆就業規則、賃金規程等の作成・改訂◆給与計算代行業務

「人手不足」関連倒産が過去最多に～2018年度 東京商工リサーチ調査

深刻な人手不足が続いていますが、このほど東京商工リサーチの調査結果が公表され、2018年度(2018年4月～2019年3月)の「人手不足」関連倒産は400件(前年度比28.6%増、前年度311件)に達し、年度ベースでは、2013年度に調査を開始以来、これまで最多だった2015年度(345件)を上回って、最多件数を塗り替えたことがわかりました。

調査結果によると、「人手不足」関連倒産400件の内訳では、代表者や幹部役員の死亡、病气入院、引退などによる「後継者難」型の269件(前年度比7.6%増前年度250件)が最多で、次いで、人手確保が困難で事業継続に支障が生じた「求人難」型が76件(同162.0%増、同29件)、賃金等の人件費のコストアップから収益が悪化した「人件費高騰」型が30件(同114.2%増、同14件)、中核社員の独立、転職などで事業継続に支障が生じた「従業員退職」型が25件(同38.8%増、同18件)でした。

また、産業別にみると、最も多かったのがサービス業他の105件(前年度比34.6%増、前年度78件)で、次いで建設業が75件(同4.1%増、同72件)、製造業が62件(同58.9%増、同39件)、卸売業59件(同43.9%増、同41件)、貨物自動車運送などの運輸業34件(同61.9%増、同21件)などとなっています。

さらに地区別では、全国9地区のうち、関東(125→173件)、九州(39→62件)、中部(34→43件)、近畿(33→39件)、東北(24→28件)、中国(18→19件)、北陸(3→5件)の7地区で前年度を上回り、北海道(21→18件)と四国(14→13件)の2地区では減少となりました。

働き方改革法の施行や外国人労働者の受入れ拡大でこの傾向に歯止めがかかるのか、注視していきたいところです。

出退勤時に打刻しない勤怠管理の最新動向

ソフトウェア開発の株式会社ソニックガーデンは4月1日、自社が提供する月額制の“打刻レス”勤怠管理ツール「ラクロー」が、労働基準法の「賃金台帳への労働時間記載」(同法108条および施行規則54条)と、改正労働安全衛生法の「労働時間の状況把握」(同法66条の8の3)に適合している旨、厚生労働省に確認がとれたとするプレスリリースを公表しました。ラクローは、PCの起動・終了ログ、カレンダーの予定時刻、メールの送信時刻などから労働時間を予測する、勤怠管理のクラウドサービスです。従来の勤怠管理と違い、従業員による「打刻」や「時刻入力」のプロセスがないのが大きな特徴となっています。

【株式会社ソニックガーデン ニュース <https://www.sonicgarden.jp/news/326>】

雇用関係助成金の不正受給対策が強化されました

4月1日から改正雇用保険法施行規則が施行されました。今年も例年どおりいくつかの助成金の統廃合が行われていますが、それに加えて不正受給対策の強化が盛り込まれました。内容は以下のとおりです(通達「雇用安定事業の実施等について(平成31年3月29日職発0329第2号・雇均発0329第6号・開発0329第開発0329第58号)」から抜粋)。

～不支給期間の延長および対象の拡大～

- (1) 現在、過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対して雇用関係助成金を支給しないこととしているものを過去5年以内とする。
- (2) 過去5年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした事業主または事業主団体もしくはその連合団体の役員等(偽りその他不正の行為に関与した者に限る)が、事業主または事業主団体もしくはその連合団体の役員等である場合は、当該事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対しては、雇用関係助成金を支給しない。
- (3) 過去5年以内に雇用調整助成金等の支給に関する手続きを代理して行う者(代理人等)または訓練を行った機関(訓練機関)が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主または事業主団体もしくはその連合団体が雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとしたことがあり、当該代理人等または訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対しては、支給しない。

～返還命令等～

- (1) 偽りその他不正の行為により雇用調整助成金等の支給を受けた事業主または事業主団体もしくはその連合団体がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した雇用調整助成金等の全部または一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた雇用関係助成金については、当該返還を命ずる額の2割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。
- (2) (1)の場合において、代理人等または訓練機関が偽りの届出、報告、証明等をしたため雇用関係助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長はその代理人等または訓練機関に対し、その支給を受けた者と連帯して、雇用関係助成金の返還または納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

都道府県労働局長は、事業主または事業主団体もしくはその連合団体が偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした場合等は、氏名並びに事業所の名称および所在地等を、公表することができます。

今後は、より遵法意識に則った対応が必要となりそうです。

知得情報！ 助成金情報～第92回 キャリアアップ助成金～

《正社員化コース》

Q. どんな助成金なの？

A. 有期契約労働者等を正規雇用労働者に転換、または直接雇用した場合に支給。

Q. いくらもらえるの？

A. 右記の表の通りです。

Q. 要件は？

A. 事業主、労働者の要件があります。

【事業主の要件】

- ① 転換制度を、労働協約または就業規則その他これら準ずるものに規定している。
- ② キャリアアップ計画書を提出している。※対象労働者を転換する「前」に提出します。
- ③ 転換後6か月の賃金が、転換前6か月の賃金より、5%以上増額させている。
※固定残業代は対象外です。詳細についてはお気軽にお問合せください。
- ④ 転換後の基本給や定額支給の諸手当を、転換前と比較して低下させていない。
- ⑤ 転換日前日から起算して6か月前の日～1年を経過する日までの間、転換を行った事業所において雇用保険被保険者を解雇等、事業主の都合により離職させていない。

【労働者の要件】

- ① 雇用期間が通算して6か月以上、3年未満の有期契約労働者。
- ② 正規雇用労働者として雇用することを約して雇入れられた有期契約労働者でない。
※正社員の求人票に応募された時点で、対象外です。
- ③ 支給申請日において転換または直接雇用後の雇用区分が継続し、離職していない。
※本人の都合による離職および天災その他やむを得ない理由等による解雇を除く。その他、多くの要件がございます。詳細についてはお気軽にお問合せください。

	中小企業	大企業
有期→正規	57万円	42万7,500円
有期→無期	28万5,000円	21万3,750円
無期→正規	28万5,000円	21万3,750円

5月の主な税務と労務手続き

- 10日 ・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- ・労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 15日 ・特別農業所得者の承認申請 [税務署]
- 31日 ・軽自動車税の納付 [市区町村]
- ・自動車税の納付 [都道府県]
- ・健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- ・健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- ・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- ・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- ・確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]

行列のできる人事労務相談所

間もなく令和！
人事労務担当者が確認しておくべきこと！

Q. いよいよ元号が変わりますね。人事、労務面で何か気を付けておくことはありますか？

A. 4月1日に新元号が発表され、これから新しい時代が始まります。政府は、3月14日の改元に向けた関係省庁連絡会議で、年金、雇用保険、納税等の改元に伴う作業を5月7日までに終え、国民生活に影響は出ない見通しになったと確認しました。さらに4月2日、行政手続文書に改元日以降の年号が「平成」と書かれていても有効として受理することを閣議決定しました。

4月1日掲載の「改元に関するお知らせ」によると、通知書等が「平成」で表記されていても有効として取り扱われ、旧様式による届出も可能です。ただし、5月1日以降の日付が「平成」で表記されている場合、可能な限り補正(訂正印不要)して提出することが求められます。年金事務所等が4月27日から5月6日まで休所する間、電子申請プログラムのバージョン変更も行われるため、5月1日以降電子申請を行う場合は、先に更新を行う必要があります(対象プログラム未公表)。なお、連休中も電子申請の受付はされますが、処理が行われないため、処理完了までに時間を要します。また、ねんきんネットは連休中の一部期間でサービス停止予定です(停止期間未公表)。

4月5日掲載の「インターネットから求人・求職仮登録等のお申込みの方へ」によると、4月25日18時から5月6日18時まで、求人情報仮登録のサービスが停止されます。

年度欄が平成の納付書を使用する場合も、平成31年4月1日～令和2年3月末日までの間に納付する場合、年度欄には「31」と記載し、補正は不要です。給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)以外の納付書も同様です。

独立行政法人情報処理推進機構によれば、改元対応をしないと、帳票印刷に不具合が出たり、日付に応じた処理がなされなくなったりするおそれがあります。他システムと連携している場合、双方が対応していないと正常に処理されなくなるおそれもあります。元号が組み込まれたシステムのアップデート等を行い、画面表示や帳票・印字が適正かどうかを確認し、他システムとの連携に問題がないか、あらかじめ確認しておきましょう。

★お知らせ

平成31年4月1日より、ゆうちょ銀行が厚生年金保険料、船員保険・健康保険料及び子ども・子育て拠出金の口座振替を開始しました。社会保険料の引落とし口座の変更をご希望の場合は、弊所担当者か最寄の年金事務所までお問い合わせください。

編集後記

子ども・子育て拠出金率が平成31年4月1日

から0.34%に引き上げとなります。拠出金は事業主の全額負担となっておりますが、昨年の法改正で上限が0.25%から0.45%まで引き上げられておりますので今後も負担が増えることが見込まれます。「不要なコスト削減」「業務改善による生産性向上」「機械化・外注化」...何らかの対策が必要と言えます。

松田 法子